

# 札幌市の公文書管理と 公文書館の開設について

# 1 札幌市における公文書の定義

公文書管理条例第2条（現行：公文書管理規則第2条）

(1) 公文書 職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式  
その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、職員が組織的に用いるものとして、本市が保有しているものをいう。

◆公文書とは(1)(2)の要件を満たす文書

(1) 職員が、その職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で作成又は取得したもの

(2) その組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のもの（組織共用文書）。

## 公文書

◇職務上作成、取得し、組織共用した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録

（例）

- 決裁・供覧処理された文書（回議中のものも含む）
- 組織における会議、検討、報告、説明等の資料として用いられた文書
- その他事業と密接に関係のある資料で、組織において共用する必要性のある文書

本市が職務上必要なため、寄付受理・収集した個人文書（私文書）

個人文書（私文書）

## 2 自治基本条例と公文書の重要性

### 札幌市自治基本条例(平成19年4月施行)

- ・まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。(第4条)
- ・市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。(第5条)
- ・すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。(第7条)
- ・市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。(第9条)

### 公文書

市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産

行政事務上、過去を検証し施策を形成する上での資料

市民との情報共有

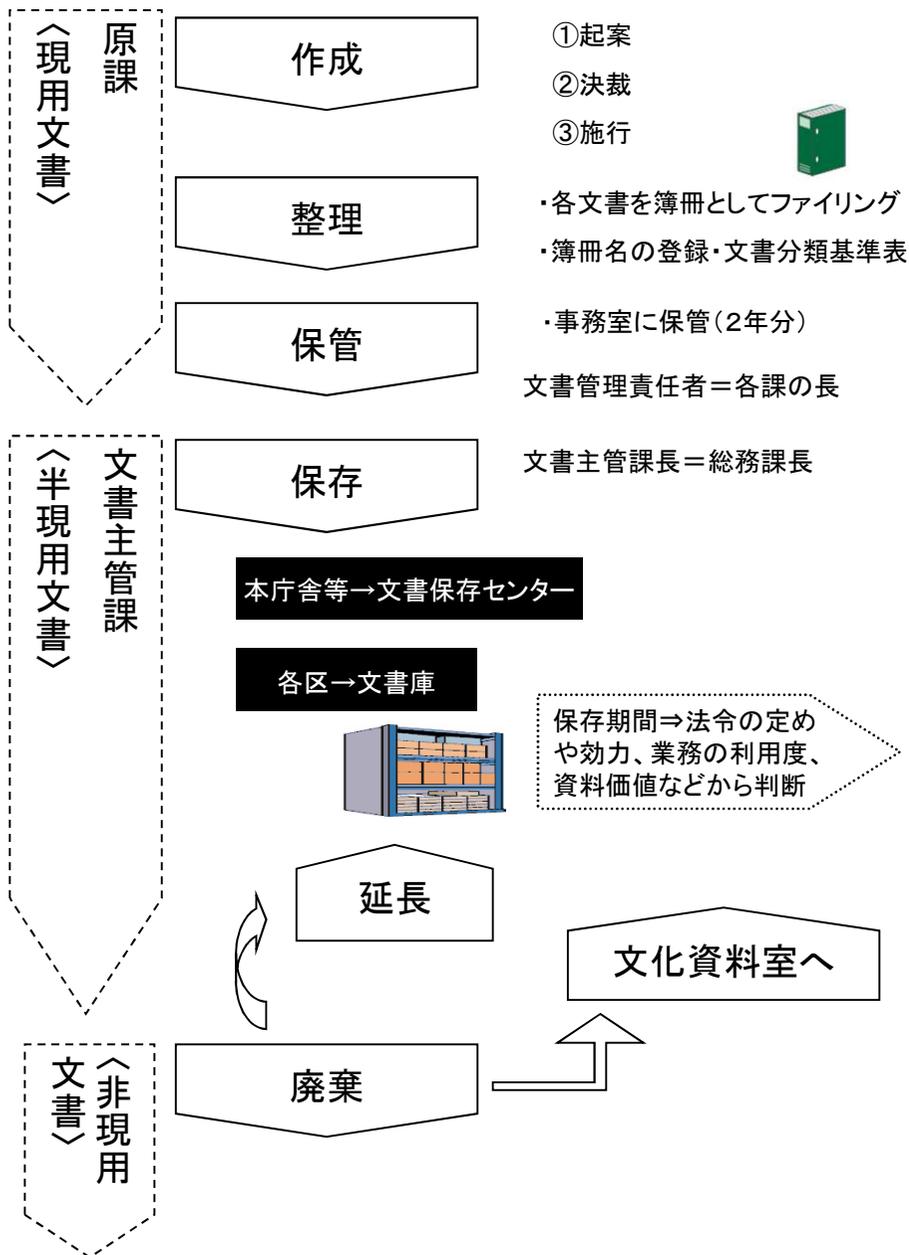
市民による検証

現在及び将来にわたり市の説明責任を全う

効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を確保

市民が主体となったまちづくりの推進

### 3 札幌市における文書管理の仕組み



事案の決定は、公文書を作成し、これに所定の決裁を受けることにより行わなければならない。ただし、軽易なもの及び緊急の取扱いを要するものについては、この限りでない【公文書管理規則第6条】

公文書は、必要に応じて目的のものを迅速に取り出せるように、別に定める基準に従い、体系的に分類し、及び整理しなければならない。【同上第7条】

文書管理責任者は、前年度又は現年度に事案の処理が完結した公文書を、別に定めるところにより、課の事務室内の共用の保管器具において保管しなければならない。【同上第8条】

文書管理責任者は、前々年度に事案の処理が完結した公文書で保存期間が2年以上であるものを、文書主管課長に引き継がなければならない。【同上第9条】

文書主管課長は、前2項の規定により、引継ぎを受けた公文書を所定の場所において保存しなければならない。【同上第9条第3項】

公文書の保存期間は、別表のとおりとする。【同上第10条第1項】

保存期間	永年	10年	5年	3年	1年
------	----	-----	----	----	----

文書主管課長又は文書管理責任者は、その保存し、又は保管する公文書のうち保存期間を経過したものを廃棄するものとする 【同上第11条】

文書が業務上、必要である場合、保存期間を延長することができる（原則1年）【同上第10条第3項】

廃棄対象文書のうち、文化資料の編纂に必要なものなどを文化資料室で評価選別し、引き継ぐ【文書ハンドブック(文書管理編)】

## 4 国における公文書館制度

### 公文書館法(昭和62年法律第115号)

第1条…この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条…この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。

第3条…国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

第4条…公文書館は、歴史資料として**重要な公文書等**(国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。)を**保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行う**ことを目的とする施設とする。

第5条…公文書館は、国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

第5条第2項…地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

### 国立公文書館法(平成11年法律第79号)

第4条…独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)は、第15条第4項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。

第11条…国立公文書館は、第4条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 第15条第4項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- 2 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等(次号から第5号までにおいて「歴史資料として重要な公文書等」という。)の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 3 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。
- 4 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。(略)

第15条第2項…内閣総理大臣は、前項の協議による定め(※閣議決定)に基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

第15条第4項…内閣総理大臣は、第2項の規定により移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管するものとする。

第16条…国立公文書館において保存する公文書等は、一般の利用に供するものとする。ただし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により一般の利用に供することが適当でない公文書等については、この限りでない。

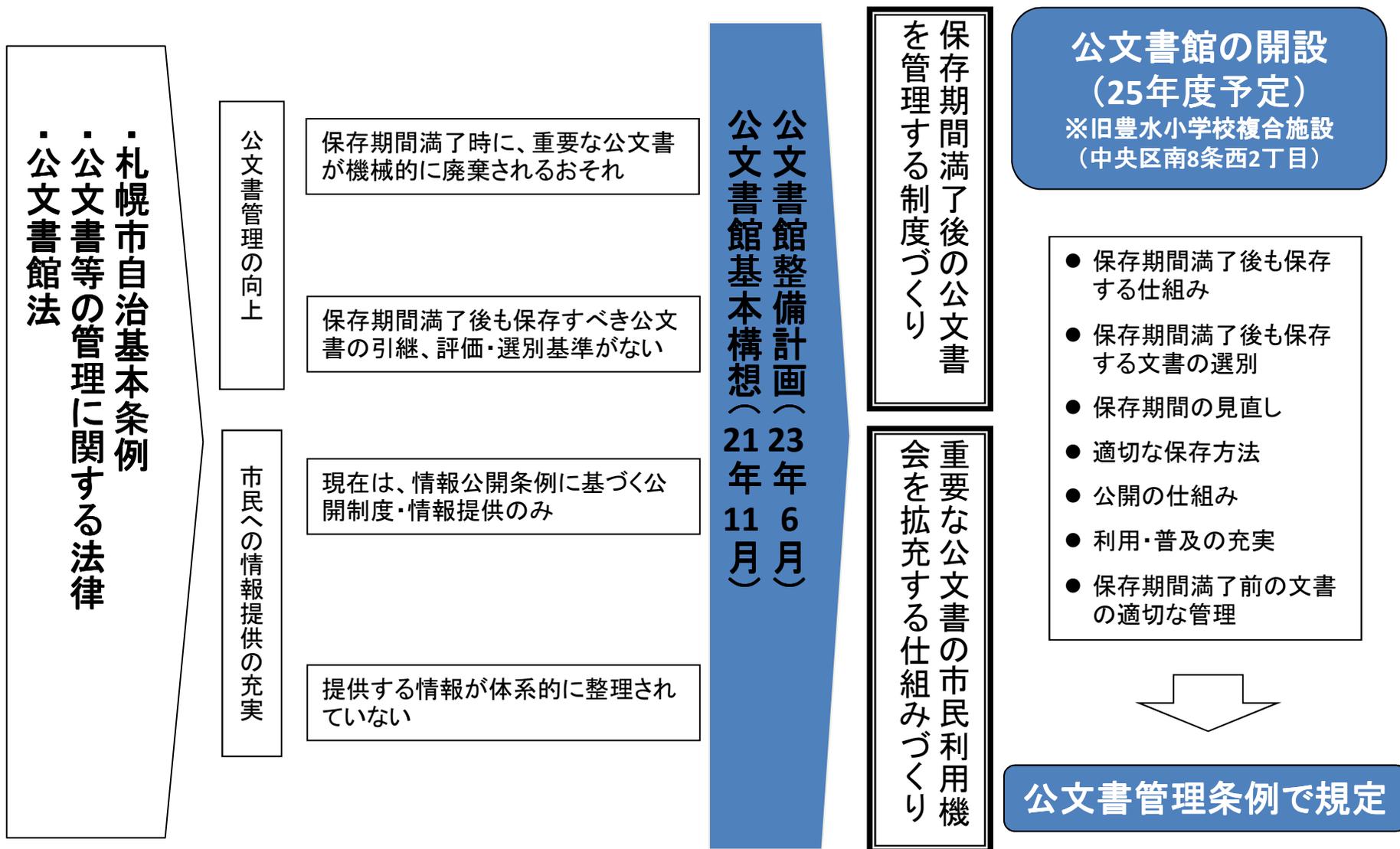
## 5 地方公共団体の公文書館

(参考)政令指定都市等における公文書館の状況

平成24年4月現在の設置数
都道府県公文書館 33館
政令指定都市公文書館 7館
市区町村公文書館 22館

施設名称	設置年月日	所管部局	設置根拠	延床面積(㎡)
川崎市公文書館	S59.10.1	市長部局	条例	2,451.38
名古屋市市政資料館	H1.10.11	市長部局	条例	6,720 (うち公文書館 1,658)
大阪市公文書館	S63.7.1	市長部局	条例	3,498
神戸市文書館	H1.4.1	市長部局	条例	794
広島市公文書館	S52.4.1	市長部局	条例	2,707
北九州市立文書館	H1.11.11	市長部局	条例	2,494
福岡市総合図書館	H8.6.29	教育委員会	条例	24,120 (うち公文書館 1,968)
北海道立文書館	S60.7.15	知事部局	条例	1,901 (別館含む)

## 6 公文書館の設置と公文書管理条例の制定



# 7 公文書館における受け入れ・公開 イメージ図

